

# MUFG BK 中国月報

三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部

2026年2月号(第240号)

※ 読みたい記事のタイトルをクリックしてください。

## ■ 地政学的要因と人民元の国際化

帝京大学 経済学部  
教授 露口洋介 ..... 1

## ■ 供給過剰が続く中国市場における日本企業のビジネスチャンス

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング 調査部  
副主任研究員 丸山健太 ..... 5

## ■ 「会社登記強制抹消制度実施弁法」の要点

金杜法律事務所  
パートナー弁護士 劉新宇 ..... 8

## ■ 日系企業のための中国法令・政策の動き

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング 国際アドバイザリー事業部  
シニアアドバイザー 池上隆介 ..... 11

## ■ 主要経済指標の推移

三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部 ..... 16

## ■ MUFG 中国ビジネス・ネットワーク

世界が進むチカラになる。

## 地政学的要因と人民元の国際化

帝京大学  
経済学部  
教授 露口洋介

### 1. 地政学的要因のリスクの高まり

2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻以降、世界では地政学的要因によるリスクが高まりを見せている。この地政学的要因が、世界における米ドル、ユーロ、人民元という主要通貨の利用状況に与える影響について分析した国際通貨基金（International Monetary Fund : IMF）のワーキングペーパー<sup>注1</sup>が、2025年9月に公表された。このペーパーの主旨に添って、人民元の国際化の現状について検討してみたい。

<sup>注1</sup> Emine Boz, Anja Brüggen, Camila Casas, Georgios Georgiadis, Gita Gopinath, and Arnaud Mehl, "Patterns of Invoicing Currency in Global Trade in a Fragmenting World Economy", IMF Working Paper, Sep. 2025

このペーパーでは、貿易建値通貨（Invoicing Currency）としての各通貨の利用状況に焦点を当てて分析している。貿易建値通貨とは、取引を行う際の売買価格を定める通貨であり、同時に、通関時に税関に提出するインボイスに記載される通貨の種類である。概念上は実際の支払いに使用される決済通貨（Settlement Currency）とは異なるが、多くの場合、建値通貨で表示された通貨によって決済も行われる。

このペーパーの内容を要約すると、以下のようになる。

従来、米ドルやユーロなど限られた数の通貨が建値通貨として支配的な地位を占めてきており、地政学的要因の出現によっても、これらの通貨のシェアは全世界レベルでは安定している。米ドルが引き続き世界的な貿易建値通貨として、支配的な位置にある。

人民元が建値通貨として全世界の取引に占めるシェアは、依然として、それほど大きくはない。ただ、その役割は2010年代初頭から着実に拡大し、最近の数年で急速に伸びた。

地政学的に見てアメリカとの関係が遠い国・地域で、意外なことに、米ドルが建値通貨として広く利用されている。これらの国・地域は大部分が新興市場国や発展途上国であり、先進国と比べてより米ドルを使用する傾向がある。

特に2022年以降、地政学的な関係の遠近が、貿易建値通貨の選択において重要な要因となってきている。アメリカとユーロ地域から地政学的に離れることとなった国・地域は、米ドルやユーロを人民元や自国通貨、あるいは第三国通貨に代替し始めた。逆に、2022年以降、中国との距離が広がった国・地域では、自国通貨や第三国通貨の利用を減らして、米ドルを使う傾向が見られる。このような状況によって、貿易建値通貨の選択において、世界的な分断が生じ始めている。

2022年以降は、アメリカによる金融制裁を回避するために、ロシアが中国との取引を急激に増加させた。また、東南アジアやグローバルサウスなどで、必ずしも親米的でない国・地域も、中国との貿易取引を増やしている<sup>注2</sup>。こうした中国との貿易取引が増加するにつれて、人民元の建値通貨

としての利用も増加しているものと見られる。

注2 露口洋介「人民元の国際化に関する最近の動向」(「MUFG BK 中国月報」2024年8月号) 参照。

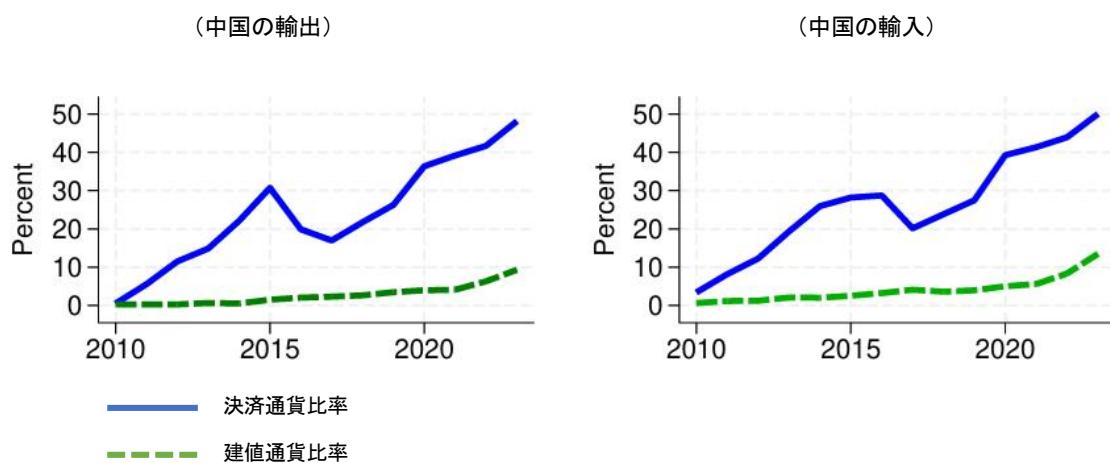
さらに、2025年8月31日・9月1日に中国・天津で開催された上海協力機構 (Shanghai Cooperation Organization : SCO) の会議において、習近平国家主席は SCO 開発銀行の設立について加盟国の合意を得た。SCO は、中国、ロシアとカザフスタン、タジキスタン、キルギス、ウズベキスタンなど中央アジアの国・地域で、2001年に設立された多国間協力の枠組みである。その後、インド、パキスタン、イラン、ベラルーシが加わり、現在、加盟国は10カ国となっている。SCO 開発銀行の目的について、中国での報道では、加盟国に長期安定的な資金を供給し、加盟国間の経済協力に貢献する新たなモデルを提供するなどとされている。元世界銀行の中国担当カントリーディレクター、Bert Hofman 氏は、同銀行は融資を人民元建てで行うことになるだろうと述べている<sup>注3</sup>。これも、今後、人民元の利用を増やす要因と見込まれる。

注3 “China-Led Bloc to Set Up Development Bank in Win for Xi”, Bloomberg, 2 Sept, 2025

## 2. 地政学的要因と人民元

前出のIMFワーキングペーパーでは、もう一つ、興味深いデータが提示されている。先にも述べたように、通常、建値通貨と決済通貨は一致する。しかし、同ペーパーによると、中国の場合、決済通貨の人民元建て比率は高いが、建値通貨の同比率は低位にとどまっており、両者の間に大きな乖離が見られる。2023年を見ると、決済通貨については、輸出入ともに全体に占める人民元の比率は50%近くに達しているが、建値通貨については、輸出で6.5%にとどまり、輸入も10%を少し超える程度とされている(図参照)。

図：人民元の建値通貨比率と決済通貨比率の推移



(出所) Emine Boz et al. "Patterns of invoicing currency in global trade in a fragmenting world economy", IMF Working Paper, Sept, 2025

これは、例えば、取引契約を締結するにあたり、建値通貨として米ドルを使用して値決めをし、実際に支払いを行う際には、その米ドルの金額に相当する人民元によって決済するということが行われていることを意味する。しかも、このような傾向は、2009年7月に人民元による対外受扱が認められ、人民元の国際化が開始された直後から見られる。契約時の価格を決める建値通貨が人民元で

あれば、中国の輸出入業者は為替リスクを回避することができる。2009年7月の人民元による対外決済を認めた際の中国人民銀行の発表文でも、まず、為替リスクの軽減がその理由として挙げられていた。

一方、2006年から国連決議による対イラン経済制裁が始まり、資産凍結を含む金融制裁も行われた。そこで、中国は、人民元の国際化を進めるにあたり、金融制裁の回避を念頭に置いたと考えられる。決済通貨としての人民元の比率を高めることは、金融制裁の回避を目的としていることを意味するからだ。今回のIMFワーキングペーパーのデータが正しいとするならば、中国は2009年7月に人民元の国際化を開始した当初から、為替リスクの低減よりも金融制裁の回避を主な目的としていたことになる。

### 3. 人民元国際化の方針

2025年10月20日～23日に開催された中国共産党第20期中央委員会第4回全体会議（四中全会）では、第15次5カ年計画の建議が提出された。人民元の国際化については、「人民元の国際化を推進し、資本収支項目の開放水準を高め、自主的・コントロール可能な人民元クロスボーダー決済システムを構築する」と記載されている。5年前の第14次5カ年計画では、「稳健・慎重に人民元国際化を推進する」とされていたのに比べると、より積極的に人民元の国際化を進めて行こうという姿勢が示されている。

2025年10月30日に中国人民銀行が公表した「人民元国際化報告（2025）」では「自主的・コントロール可能な人民元クロスボーダー決済システムを建設する」という節が設けられ、「人民元クロスボーダー決済システム（CIPS）のネットワークがカバーする範囲を拡大し、より効率が高く、便利で高速な人民元決済サービスを提供することを支持する」、「デジタル人民元のクロスボーダー決済における使用を研究し、推進する」などと記載されている。

これらの文章で示されている「自主的・コントロール可能な人民元クロスボーダー決済システム」とは、中国が管理運営し、他国の干渉を受けないシステムという意味と考えられる。CIPSでは、海外の直接参加銀行とCIPSとの間の接続の一部は専用回線で行われ、それ以外はSWIFTを利用して情報伝達を行っている。しかし、ロシアの銀行と同様に金融制裁によって中国の銀行がSWIFTから排除されるような事態になると、CIPSを使った人民元による対外決済さえも影響を受けてしまう。専用回線による接続を増やし、専用回線がカバーする地域を広げることによって、他国の干渉を受けず、金融制裁を回避できる人民元決済の範囲を拡大することが可能となる。

また、デジタル人民元のクロスボーダー決済については、現在、中国と香港、タイ、アラブ首長国連邦（UAE）、サウジアラビアの5カ国・地域で、mBridgeと呼ばれるプロジェクトの開発を進めている。同プロジェクトでは、既に実際の送金が可能となっている。これも、他国の干渉を受けず、金融制裁を回避できる決済手段の一つである。

## 4. 人民元国際化の今後の展望

IMFのワーキングペーパーでは、貿易建値通貨としての人民元の利用は未だ低位にとどまっているが、このところ急速に伸びており、地政学的要因のリスクの高まりによって、必ずしも脱米ドルの動きのみが観察されるわけではなく、米ドルを利用する国・地域と人民元を利用する国・地域の間で分断が生じ始めていることが主張されている。そして、データによって、中国は主に金融制裁を回避することを主目的として、人民元の国際化を進めてきた可能性が示された。

人民元の国際化をさらに進めるには資本取引規制の大幅な緩和が必要であるが、それは資本流出などのリスクを伴う。したがって、中国としても、この点については慎重な対応を検討していると思われるが、一方で、積極的に人民元の国際化を進めて行こうという方針であることは明らかであろう。今後、人民元がグローバルサウスの一部の国・地域やSCO 加盟国の国・地域など、必ずしも親米でない国や地域で広く利用される可能性が存在する。日本もこれらの国・地域と取引を行う際に、先方から人民元の使用を求められ、人民元で決済を行うことになるかもしれない。共通通貨のユーロが誕生する前のヨーロッパでは、ドイツマルクが準基軸通貨として機能していた。人民元が世界の一部の地域において、ドイツマルクと類似の地位を獲得する可能性は十分ありうる。その結果、日本が中国から金融制裁を発動され、これらの国・地域との間での人民元を使った取引が困難となるリスクが否定できない。日本としては国家安全保障の観点から、政府、金融機関、事業会社など官民が一体となって、もう一度、円の国際化を進めることについて真剣に検討すべきであろう。

(執筆者連絡先)

帝京大学 経済学部

露口洋介

E-mail: [tosuke.tsuyuguchi@main.teikyo-u.ac.jp](mailto:tosuke.tsuyuguchi@main.teikyo-u.ac.jp)

## 供給過剰が続く中国市場における日本企業のビジネスチャンス

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

調査部

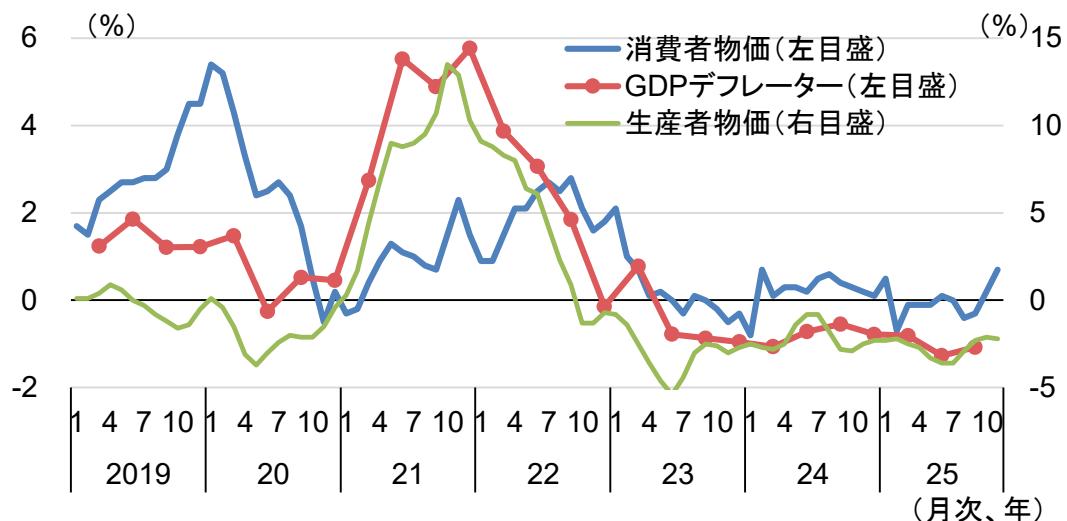
副主任研究員 丸山健太

### 中国で高まるデフレ懸念

近年、中国においてデフレ懸念が高まっている。消費者物価は低迷しており、2025年は前年比でマイナスとなる月が目立つ（図表1）。また、生産者物価は過去3年にわたり下落が続いているうえ、名目国内総生産（GDP）を実質GDPで割ることによって算出されるGDPデフレーターも10四半期連続で下落しており、経済全体で物価の下落傾向が強まっている。

デフレ懸念が高まると、消費者は将来的な価格下落を見越して、現在の消費を控える傾向が強まる。実際、消費動向を示す小売売上高は2025年11月に前年同月比+1.3%と、ゼロコロナ政策が解除された2023年以降で最も低い伸びを記録しており、個人消費は低迷している。同時に、企業は販売価格の低下に直面し、需要減と相まって収益力が低下している。企業収益の悪化は設備投資の減少や雇用環境の悪化を招き、需要のさらなる減少と物価下落という悪循環に陥る懸念がある。

【図表1 物価指標（前年同月比）】



（出所）国家統計局より三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング（MURC）作成

### 中国経済の構造的な供給過剰

こうしたデフレ懸念の背景には、中国経済が抱える供給過剰の問題がある。一般的に物価は需要と供給のバランスで決まるが、中国では慢性的な供給過剰と需要不足が物価を下押ししている。中国は1990年代に社会主義市場経済へと移行し、一定の条件下での自由競争を認め、市場経済への転換を図った。しかし、その後も、かつて計画経済を採用していた名残もあり、政府主導で生産側を重視した経済成長を続けてきた。

象徴的なのが、2008年秋のリーマンショック後に打ち出された4兆元の経済対策である。この経済対策は、世界的な不況の中で即効的な需要喚起を目的に実施され、実際に中国は深刻な景気減速を回避することができた。しかし、対策の中心は国有企業の設備投資や公共投資であったため、短期的な景気浮揚には寄与したもの、結果的に中国経済の供給能力が大幅に拡大した。2009年には設備投資と公共投資の合計である総資本形成がGDPに占める割合は45.0%に急上昇し、その後も高水準を維持している。こうした投資偏重の成長が続く中、中国経済では供給能力の過剰が慢性化し、需要とのバランスが崩れている。

供給過剰と需要不足は、低インフレやデフレ輸出、企業間の過当競争（いわゆる「内巻式」競争）、過剰生産能力問題など、中国経済が抱える多くの課題を生み出している。本来であれば、市場メカニズムによる需給調整を通じて、これらの課題は解消されるべきである。しかし、現状では政府が補助金などの政策を通じて企業を支援しているため、供給過剰の状況が温存され、市場による自律的な調整機能が十分に働いていない。

仮に市場メカニズムを通じて需給調整が進めば、企業の倒産や失業の増加など社会的コストの発生は避けられない。そのため、こうした調整過程では、政府が主導して企業の救済措置や失業者の再就職支援などの対応を講じる必要があるだろう。

## 中国政府の政策対応とその課題

中国共産党・政府は2025年10月末、第15次5カ年計画を策定した。同計画は2026年から2030年を対象としており、12の重点政策分野が掲げられている。その筆頭に「現代的な産業体系の構築」が、2番目に「新質生産力の発展」が挙げられるなど、供給能力の強化を最優先とする政府の姿勢が明確である（図表2）。内需拡大策は3番目に位置付けられており、政府も需要不足の問題を認識してはいるものの、対応の本気度は高いとは言えない。

【図表2 第15次5カ年計画の基本方針の重点政策・分野】

12の重点政策・分野
1 現代的な産業体系の構築と実体経済の強化
2 科学技術の自立自強と新質生産力の発展
3 強大な国内市場の建設
4 社会主義市場経済体制の高度化
5 対外開放と国際協力の推進
6 農業・農村の現代化と振興
7 地域経済の最適化と均衡発展
8 文化イノベーションと文化繁栄
9 民生保障と共同富裕の推進
10 グリーン化の推進と美しい中国の建設
11 国家安全体制の現代化
12 国防・軍隊の現代化

(出所) 中国中央人民政府ウェブサイトより MURC 作成

中国の政策文書では、掲げられる順番が重要な意味を持つ。今回の計画でも供給強化が優先され、需要拡大の優先順位は相対的に低い。供給過剰の解消には、供給を減らすか需要を増やす必要があるが、政府の政策方針は供給能力の強化に偏っており、むしろ逆効果となる懸念がある。供給過剰の是正が遅れれば、低インフレや過当競争といった構造問題が長期化する可能性が高い。

## 中国における今後のビジネスチャンス

こうした政策方針からみて、政府による供給過剰の是正は思うように進まず、低インフレや過当競争などの構造問題は中長期的に残るとみられる。それでも、中国は約14億の人口を抱える巨大市場であり、先進国よりも高い年4%程度の経済成長が見込まれるため、競争環境が厳しさを増す中でも、日本企業にとって中国ビジネスには依然として大きなチャンスがある。

今後の中国ビジネス戦略を考えるうえでは、第三国市場進出への足がかりとして中国を活用するという視点が一層重要となる。中国を競争力強化の場として位置付けるとともに、生産・輸出拠点としての役割も改めて見直すべきである。

中国市場は供給過剰により競争環境が激化しているため、日本企業が価格競争に正面から挑むのは現実的ではない。むしろ、品質や技術力を確保し、中国企業との差異化を図ることが求められる。その中で、現地市場の需要に敏感な中国企業の市場ニーズへの対応方法や、電気自動車（EV）や人工知能（AI）などの先端分野で先行する現地の最新技術や製品開発のトレンドを積極的に取り込み、自社の事業戦略や研究開発に活かしていくことが重要である。仮に中国市場での競争を避けた場合でも、将来的には日本や東南アジアなど中国以外の市場において、中国国内で競争力を高めた中国企業との競争に直面することが予想される。そのため、今、中国を競争力強化の場として位置付けることが不可欠である。

さらに、中国を生産・輸出拠点として再定義することも有効な戦略である。第15次5カ年計画で示された通り、中国政府は今後も生産力を質・量ともに強化する方針を掲げている。この方針を活用し、EVやAI関連製品などの先端分野の生産・輸出拠点として中国を位置付けることが可能である。かつて中国が「世界の工場」と呼ばれていた時代は、安価な労働力を活かした労働集約型産業が中心であったが、今後は資本・技術集約型産業中心の「新・世界の工場」として中国を捉え直す必要がある。

このように、中国市場での競争経験や生産力の活用は、第三国市場での競争力強化や新たなビジネス展開において大きな意味を持つ。今後のグローバル戦略を考えるうえで、中国の役割を再評価し、積極的に活用していくことが求められる。

(2025年12月10日「三菱UFJ銀行 グローバル経営支援セミナー」での講演を一部再構成)

(執筆者連絡先)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

E-mail: k.maruyama@murc.jp ホームページ: <https://www.murc.jp>

## 「会社登記強制抹消制度実施弁法」の要点

金杜法律事務所  
パートナー弁護士  
中日民商法研究会 副会長  
劉新宇 (Liu Xinyu)

### I はじめに

2024年7月1日に施行された中国改正会社法（以下「改正会社法」）は、会社登記の強制抹消制度を新たに導入した。その第241条1項において、「営業許可証を取り消された会社」「閉鎖を命じられた会社」または「営業許可証を取り消された後、3年内に抹消登記の申請をしていない会社」について、会社登記機関が国家企業信用情報公示システムにおいて公告を行い、異議の申し立てがなければ、その登記を抹消し得るものと定められた。

この制度に関しては、中国国家市場監督管理総局により、その細則たる「会社登記強制抹消制度実施弁法」（以下「実施弁法」）が公布され、2025年10月10日から施行されている。本稿ではその要点について解説する。

### II 強制抹消の手続き

#### (1) 強制抹消の公告

改正会社法第241条に定めるとおり、登記の強制抹消にあたっては、まずは会社登記機関において国家企業信用情報公示システムを通じた公告を行わなければならない。その期間について、同法では「60日以上」と幅をもたせて設定していたが、これを「90日」に固定した（実施弁法第3条）。その趣旨は、利害関係者による情報確認・異議申し立ての期間を十分に確保することにあると考えられる。

また、公告の内容も具体化され、会社の名称、住所、法定代表者、統一社会信用コードまたは登録番号、登記の強制抹消を行うための法定事由および法的根拠、異議申し立ての方法、公告の期間などを対象会社の情報ページに掲載するものとしている（実施弁法第3条）。これにより、存続に不安のある会社との間に利害関係がある者は、国家企業信用情報公示システムを常に注視することで、その強制抹消の予定や手続きの状況を把握することが可能となった。

#### (2) 公告期間中の異議申し立てと強制抹消手続きの中止

実施弁法は、関係政府機関、または債権者その他利害関係者に会社登記強制抹消への異議がある場合は、公告期間において、会社登記機関に対し、国家企業信用情報公示システムまたは書面を通じた異議申し立てを行うべきものと定めている。そのうち、債権者その他利害関係者による異議申し立ての場合は、その理由のほか、自己の主体資格証明文書、自己と対象会社との債権・債務関係その他利害関係を証明する資料などの提出が必要とされている（実施弁法第4条）。

これを受けた会社登記機関は、その受領から7日以内に形式的な要件を満たしているか審査を行い、異議の成立を認めるときは強制抹消手続きの中途終了が、認められない場合は、理由の説明と書面による申立人への通知が行われる（実施弁法第5条）。

会社登記機関により審査されるのは形式的なものと定められている。そのため、どのような文書・資料を提出するかが重要となる。たとえば、訴訟・仲裁を経ていない未回収債権の存在を理由に債務者たる会社の強制抹消を阻止しようとする場合、具体的にどのような内容のものが、どの程度必要となるのかなどについて、実務の蓄積が待たれる。

### （3）強制抹消の決定

会社登記機関による公告の後、異議が申し立てられることなくその期間が満了した場合、または申し立てられた異議の不成立が認定された場合には、10営業日以内に登記強制抹消に関する決定書が作成され、民事訴訟法の関連規定に照らして送達される。もっとも、強制抹消の対象となるような会社は、登記上の住所・事業所に連絡がつかないことも考えられる。そのような場合、同社が連絡不通を理由に経営異常名簿に掲載されていれば、会社登記機関が国家企業信用情報公示システムを通じた公告送達を行うことも可能とされている（実施弁法第7条）。

また、会社登記機関が強制抹消の決定を行った後には、国家企業信用情報公示システム上で特別な表示を付し、社会へ公示しなければならない（実施弁法第8条）。

## III 強制抹消の効果

登記の強制抹消がなされた会社は、その当日に終了する（実施弁法第9条第1項）。強制的な抹消の場合も、自社の申請により抹消される通常の登記と同一の法的効果を有する。

また、登記抹消となった会社の株主および清算義務者の責任について、抹消の強制性の有無に関わりなく、改正会社法第241条第2項と同様にその影響を受けないことが明確に定められている（実施弁法第9条第2項）。

ここで、改正会社法およびその司法解釈その他関連規定を踏まえ、強制的に登記を抹消された会社の株主・清算義務者それぞれの責任について以下のように整理する。

- ①株主は、その強制抹消の後に未処理の債務が実際に存在し、債権者からその弁済を求める訴訟が提起された場合には、会社法の規定に従い、その出資範囲内で責任を負わなければならない。さらに、改正会社法第23条に定める法人格否認要件を充足する株主は、会社の債務に対する連帯責任の負担も求められる。
- ②清算義務者は、董事が務める。その義務を怠ったことで会社またはその債権者に損害を与えた場合には、賠償責任を問われる（改正会社法第232条）。

## IV 登記回復の救済策

登記の強制抹消がなされても、一定の事由があればその抹消日から3年以内に限り、登記回復の申請を行うことが可能である。これは関係政府機関、債権者その他利害関係者が書面により行うものとされ、その事由は具体的に次のように定められている（実施弁法第10条）。

- ①調査が立件されている、もしくは行政強制措置を講じられていること。または過料などの行政处罚を受け、その執行が完了していないこと。
- ②訴訟、行政不服申し立て、仲裁、調停、執行などの手続きが進行中であること。
- ③清算または破産の手続きが進行中であること。
- ④その他、登記の回復を確実に要する事情が存在すること。

この登記回復申請の手続きは、先に述べた登記強制抹消への異議申し立てと類似している。債権者その他利害関係者がこの申請を行う場合、これらの事由の存在に関する説明のほか、自己の主体資格証明文書、自己と当該会社との債権・債務関係、その他利害関係を証明する資料などの提出が求められる（実施弁法第11条）。

## V おわりに

この実施弁法は、営業許可証の取り消し処分などを受けて営業の実態を失った、いわゆる「ゾンビ企業」の整理を促進するため、行政機関が職権により会社登記を抹消する際の要件・手続きについて、改正会社法をさらに明確化したものである。今後は当局による、自己の存続を放置する会社を抹消する運用の本格化が予想される。このような会社に対し未回収債権を有する場合、この制度に対する十分な理解・把握の下、破産申し立てや自主清算のみならず、その強制抹消の可能性にも留意したい。場合によっては利害関係者としての権利行使することが必要となる。

たとえ事業の継続が難しくなった場合でも、何らの行動もとらないまま形式的に存続するだけの企業と化せば、強制抹消の対象となりうる。それよりも、自主清算によって債権・債務を適切に清算した上でその登記を抹消するのが、株主や董事の潜在的な責任・リスクを最小限に抑える最善策である。この実施弁法を適用されるような事態を回避することが望まれる。

（執筆者連絡先）

金杜法律事務所

パートナー弁護士 劉新宇

※主な取扱分野は、対中投資、M&A、国際貿易及び紛争解決、輸出管理等をめぐる各種コンプライアンス関連業務など。

〒100020 中国北京市朝陽区東三環中路1号環球金融中心弁公楼東楼18階

Tel: 86-10-5878-5091（事務所） 86-13911481122（携帯）

Fax: 86-10-5661-2666

Mail: liuxinyu@cn.kwm.com

金杜法律事務所国際ネットワーク所属事務所：

北京・長春・成都・広州・杭州・香港・濟南・南京・青島・三亜・上海・深圳・蘇州・海口・重慶・珠海・無錫・ブリスベン・キャンベラ・メルボルン・パース・シドニー・東京・シンガポール・ニューヨーク・シリコンバレー

## 日系企業のための中国法令・政策の動き

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

国際アドバイザリー事業部

シニアアドバイザー 池上隆介

今月号では 2025 年 12 月中旬から 2026 年 1 月中旬にかけて公布された政策・法令を取りあげました。

### [ 行政法規 ]

#### 【増税】

○ 「中華人民共和国增值税法実施条例」(国务院令第 826 号、2025 年 12 月 25 日公布、2026 年 1 月 1 日施行)

■原文(「中华人民共和国增值税法实施条例」)は、中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。

[https://www.gov.cn/zhengce/content/202512/content\\_7053149.htm](https://www.gov.cn/zhengce/content/202512/content_7053149.htm)

	<p>「中華人民共和国增值税法」(2024 年 12 月 25 日公布、2026 年 1 月 1 日施行) の実施細則。</p> <p>■ 「実施条例」は、総則、税率、納税義務、税制優遇措置、徵収管理、附則の 6 章全 54 条で構成されている。「增值税法」の規定を細分化・明確化した内容になっているが、特に、以下の点が注目される。</p> <p>1. サービス・無形資産の越境取引の明確化</p> <p>・「增值税法」では、「国内の組織および個人が越境販売する国务院の定める範囲内のサービス、無形資産は、税率をゼロとする」と定められているが、その対象取引が以下の通り具体的に規定された。</p> <p>①国外の組織または個人に販売され、完全に国外で消費される研究開発、契約エネルギー管理サービス、設計サービス、放送、映画・テレビの制作・配給サービス、ソフトウェアサービス、電気回路設計・試験サービス、情報システムサービス、業務プロセス管理サービス、オフショアサービスアウトソーシング業務。</p> <p>②国外組織に譲渡され、完全に国外で消費される技術。</p> <p>③国際輸送サービス、航空宇宙輸送サービス、対外加工修理サービス。</p> <p>・「增值税法」では、国内でのサービス、無形資産の消費または販売は課税取引とされているが、その対象となる取引が以下の通り明記された。</p> <p>①国外の組織または個人が、国内の組織または個人にサービス、無形資産を販売する場合。国外の現場で消費されるサービスを除く。</p> <p>②国外の組織または個人が販売するサービス、無形資産が、国内の貨物、不動産、自然资源と直接関係する場合。</p> <p>③国务院財政・税務主管部門が定めるその他の状況。</p> <p>2. みなし課税取引の範囲の縮小</p> <p>・「增值税法」では、みなし課税取引について、組織および個人工商業者が貨物を無償で譲</p>
--	---

	<p>渡する場合など3項目に縮小され、以前の増価税関連法令に規定されていた「貨物の代理販売」、「総機構（本社）と分支机构（支社）の貨物の移送」、「サービスの無償提供」などが除外された。今後、これらは課税対象から除外されるとみられる。</p> <p>3.仕入税額控除ができない非課税取引の範囲拡大</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「増価税法」では、非課税項目として、①従業員の賃金・給与を得るための雇用主へのサービスの提供、②行政事業性費用・政府性基金の徴収、③収用による補償の取得、④預金利息収入の取得、の4項目が定められた。一方、「実施条例」では、貨物・サービス・無形資産・不動産を購入し、上記4項目以外の非課税取引に用いる場合、また「増価税法」に定める課税取引とみなし課税取引以外の経営活動で、それに関係する経済的利益の取得に用いる場合も、対応する仕入税額は売上税額から控除してはならないとされた。</li><li>・従来の増価税関係法令では、仕入税額控除ができないとされる項目が特定されていた。しかし、「増価税法」と「実施条例」の施行後は、上記4項目以外の非課税取引では仕入税額控除ができなくなるとみられる。</li></ul> <p>4.非正常損失の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「増価税法」では、非正常損失項目に対応する仕入税額は売上税額から控除してはならないとされた。しかし、「実施条例」では、非正常損失項目について、「管理不行き届きにより貨物が盜難、紛失、腐敗・変質した場合、または法律法規違反により貨物もしくは不動産が没収、毀損、撤去された状況」を指すとし、仕入税額控除ができない貨物・サービスが以下の通り規定されている。</li></ul> <p>①非正常損失の購入貨物および関連する加工・修理サービスと交通運輸サービス</p> <p>②非正常損失の製品・完成品に消費された購入貨物（固定資産を含まない）、加工・修理サービスおよび交通運輸サービス</p> <p>③非正常損失の不動産および当該不動産に消費された購入貨物および建築サービス</p> <p>④非正常損失の不動産の建設工事で消費された購入貨物および建築サービス</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・上記の非正常損失項目は、以前の増価税関係法令の内容をほぼ踏襲しているが、「実施条例」に明記されたことで、仕入税の処理に対する税務局のチェックが厳しくなることが予想される。</li><li>・以前の増価税関係法令に含まれていた非正常損失の不動産に関する「設計サービス」が除外されている。今後は、不動産関連の非経常損失が発生した場合、「設計サービス」は仕入税額控除ができるとみられる。</li></ul> <p>5.貸付サービスの仕入税額控除</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「増価税法」では、貸付サービスは以前の増価税法関連法令に規定されていた仕入税額控除ができない項目から除外された。しかし、「実施条例」では、貸付者に支払った利息と貸付サービスに直接関係する投融資顧問料、手数料、コンサルティング費などについては控除できないと規定された。今後、貸付サービス自体は仕入税額控除ができるが、上記の貸付利息と費用は仕入控除ができなくなる。</li></ul>
--	---

## [ 政策 ]

### 【消費拡大】

○「国家発展改革委員会、財政部の2026年大規模設備更新および消費財買い換え政策実施に関する通知」(发改環資〔2025〕1745号、2025年12月29日発布・実施)

■原文(「国际发展改革委 财政部关于2026年实施大规模设备更新和消费品以旧换新政策的通知」)は、国家発展改革委員会の下記サイトをご参照。

[https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202512/t20251230\\_1402851.html](https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202512/t20251230_1402851.html)

2024年から財政支援による大規模設備更新と消費財買い換えの促進政策が実施されているが、2026年における実施方針を地方政府と国務院各部門に通知したもの。

■この通知の主な内容は、以下の通り。

#### 1.設備更新関連

- ・従来の重点分野(工業、電子情報、エネルギー・電力、交通運輸、物流、教育、文化・観光、医療、農業施設、穀物・石油加工、安全生産、税関検査、住宅用旧式エレベーター、省エネルギー、温室効果ガス排出削減、環境保護)における設備更新を引き続き支援する。新たに、古い住宅団地、高齢者介護施設、消防救援施設、検査・試験など各分野における設備更新支援を追加する。
- ・従来の旧式運送貨物車両の廃棄・更新、新エネルギー都市公共交通車両への更新、旧式農業機械の廃棄・更新に対する支援を継続する。

#### 2.消費財買い換え関連

- ・乗用車の廃棄・更新への補助金:個人が自らの名義で登録した乗用車を廃棄し、新たに排気量2.0リットル以下の新エネルギー車または「新エネルギー車購入税免除モデルカタログ」に含まれるガソリン車を購入する場合は、購入価格の12%(2万元が上限)を補助する。また、排気量2.0リットル以下のガソリン車を購入する場合は、購入価格の10%(1万5000元が上限)を補助する。
- ・乗用車の買い換えへの補助金:個人が自らの名義で登録した乗用車を譲渡し、新エネルギー車に買い換える場合は、購入価格の8%(1万5000元が上限)、排気量2.0リットル以下のガソリン車に買い換える場合は購入価格の6%(1万3000元が上限)を補助する。
- ・家電の買い換えへの補助金:個人が冷蔵庫、洗濯機、テレビ、エアコン、パソコン、給湯器の6種類の家電のうち、1級の省エネルギー・節水の製品に買い換える場合、販売価格の15%(1人1品目につき1,500元が上限)を補助する。
- ・デジタル・インテリジェント製品の新規購入への補助金:個人がスマートフォン、タブレット、スマートウォッチ、スマートグラス(眼鏡型ウェアラブルデバイス)の4種類の製品を購入する場合、販売価格の15%(6,000元が上限)を補助する。

## [ 規則 ]

### 【外資】

○「外商投資獎勵產業目錄（2025年版）」（國家發展改革委員會・商務部令第37號、2025年12月15日公布、2026年2月1日施行）

■原文（「鼓励外商投资产业目录（2025年版）」）は、商務部の下記サイトをご参照。

[http://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art\\_da8de9ff805848c99bbfd93c497e5497.html](http://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_da8de9ff805848c99bbfd93c497e5497.html)

「外商投資獎勵產業目錄」の改定。前回の2022年版と同様、「全国外商投資獎勵產業目錄」と「中西部地区外商投資優位性産業目錄」の2部構成で、今回の2025年版は全体で1,679項目と2022年版の1,474項目から大幅に増え、2022年版から205項目の新規追加、303項目の改定となっている。この目録に記載されるプロジェクトに投資する場合、生産設備の輸入関税免除、土地の優先提供と土地使用権払い下げ価格の優遇、西部地区と海南省での企業所得税の低減税率（15%）の優遇、再投資における税額控除の優遇が適用される。

■2022年版からの主な追加項目は、商務部の説明によれば、以下の通り。

#### 1.先進製造業

- ・核酸系医薬品の研究開発・生産
- ・非磁性医療機器の研究開発・製造
- ・スマート検査装置・計測機器の製造
- ・ハイスピードカメラの研究開発・生産
- ・インテリジェントエネルギー管理システムおよび関連する測定・試験・監視機器の研究開発・生産
- ・船舶および深海作業用水中ロボットの設計・研究開発・製造
- ・ガス発電の基幹設備の製造
- ・ロボットの基幹部品の開発・製造

#### 2.現代サービス業

- ・新素材の共通技術プラットフォーム、サービスプラットフォームの運営
- ・現代ハイエンド船舶輸送サービス、バーチャル発電所の運営および関連技術開発
- ・ペット用動物病院・ペット用美容サービス
- ・スポーツ観光サービス
- ・旅行代理店経営
- ・キャンプ産業コンサルティング・企画・設計・運営サービス
- ・民泊設計・ブランド開発・運営サービス
- ・不動産サービス
- ・インターネットヘルスケアサービス

#### 3.中西部地区、東北地区、その他の地域

- ・遼寧省：クルーズ観光商品管理・運営サービス
- ・黒龍江省：冰雪設備の研究開発・製造
- ・河南省：ハイエンド・インテリジェントリフト建設機械・部品の研究開発・生産
- ・海南省：海洋環境管理、生態系修復、生態系モデルプロジェクト建設
- ・重慶市：山間地域に適した中小型農業機械の研究開発・製造

# MUFG BK 中国月報(2026年2月号)

	<ul style="list-style-type: none"><li>・貴州省：コンピューティングパワーインフラのソフトウェア・ハードウェアの研究開発・生産</li><li>・青海省：風力発電所運営</li></ul>
<b>【税】</b>	
	<p>○ 「財政部、国家税務総局の太陽光発電およびその他の製品における輸出税額還付政策の調整に関する公告」（財政部・国家税務総局公告 2026年第2号、2026年1月8日公布、同年4月1日施行）</p> <p>■原文（「财政部 税务总局关于调整光伏等产品出口退税政策的公告」）は、国家税務総局の下記サイトをご参照。</p> <p><a href="https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c102416/c5246745/content.html">https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c102416/c5246745/content.html</a></p> <p>太陽光発電関連製品とバッテリー製品に対する輸出増增值税還付の廃止、還付率引き下げ。これらの製品は国際市場で圧倒的な競争力を持つが、国内での“内巻式競争”（過度の低価格競争）が深刻化する一方、欧米などからの反補助金調査・関税措置の対象となっていることから、実施に踏み切ったものとみられる。</p> <p>■公告の内容は、以下の通り。</p> <p>1.2026年4月1日から太陽光発電関連製品の輸出増增值税還付を廃止する。具体的な製品は添付リストに記載（249品目）。</p> <p>2.2026年4月1日から同年12月31日までバッテリー製品の輸出増增值税還付率を9%から6%に引き下げ、2027年1月1日からは輸出増增值税還付を廃止する。具体的な製品は添付リストに記載（22品目）。</p>

(執筆者連絡先)

三菱UFJリサーチ＆コンサルティング

E-mail: r-ikegami@murc.jp ホームページ：<https://www.murc.jp>

## 主要経済指標の推移

三菱 UFJ 銀行  
トランザクションバンキング部

項目	単位	2025年											
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
国内総生産(GDP)	前年同期比%	(1-3月) 5.4			(4-6月) 5.2			(7-9月) 4.8			(10-12月) 4.5		
固定資産投資*	前年同期比%	-	4.1	4.2	4.0	3.7	2.8	1.6	0.5	▲ 0.5	▲ 1.7	▲ 2.6	▲ 3.8
第一次産業	前年同期比%	-	12.2	16.0	13.2	8.4	6.5	5.6	5.5	4.6	2.9	2.7	2.3
第二次産業	前年同期比%	-	11.4	11.9	11.7	11.4	10.2	8.9	7.6	6.3	4.8	3.9	2.5
第三次産業	前年同期比%	-	0.7	0.1	▲ 0.2	▲ 0.4	▲ 1.1	▲ 2.3	▲ 3.4	▲ 4.3	▲ 5.3	▲ 6.3	▲ 7.4
工業生産(付加価値ベース)**	前年同月比%	-	5.9	7.7	6.1	5.8	6.8	5.7	5.2	6.5	4.9	4.8	5.2
社会消費財小売総額***	前年同月比%	-	4.0	5.9	5.1	6.4	4.8	3.7	3.4	3.0	2.9	1.3	0.9
消費者物価上昇率(CPI)	前年同月比%	0.5	▲ 0.7	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.1	0.1	0.0	▲ 0.4	▲ 0.3	0.2	0.7	0.8
工業生産者出荷価格(PPI)	前年同月比%	▲ 2.3	▲ 2.2	▲ 2.5	▲ 2.7	▲ 3.3	▲ 3.6	▲ 3.6	▲ 2.9	▲ 2.3	▲ 2.1	▲ 2.2	▲ 1.9
輸出***	億ドル	-	5,399.4	3,139.1	3,156.9	3,161.0	3,251.8	3,217.8	3,218.1	3,285.7	3,053.5	3,303.5	3,577.8
	前年同月比%	-	2.3	12.4	8.1	4.8	5.8	7.2	4.4	8.3	▲ 1.1	5.9	6.6
輸入***	億ドル	-	3,694.3	2,112.7	2,195.1	2,128.8	2,104.1	2,235.4	2,194.8	2,381.2	2,152.8	2,186.7	2,436.4
	前年同月比%	-	▲ 8.4	▲ 4.3	▲ 0.2	▲ 3.4	1.1	4.1	1.3	7.4	1.0	1.9	5.7
貿易収支***	億ドル	-	1,705.2	1,026.4	961.8	1,032.2	1,147.7	982.4	1,023.3	904.5	900.7	1,116.8	1,141.4
対内直接投資(実行ベース)* <sup>(注)</sup>	億元	975.9	1,712.1	2,692.3	3,207.8	3,581.9	4,232.3	4,673.4	5,065.8	5,737.5	6,219.3	6,931.8	7,476.9
	前年同期比%	▲ 13.4	▲ 20.4	▲ 10.8	▲ 10.9	▲ 13.2	▲ 15.2	▲ 13.4	▲ 12.7	▲ 10.4	▲ 10.3	▲ 7.5	▲ 9.5
外貨準備高	億ドル	32,090	32,272	32,407	32,817	32,853	33,174	32,922	33,222	33,387	33,433	33,464	33,579
都市部調査失業率	%	5.2	5.4	5.2	5.1	5.0	5.0	5.2	5.3	5.2	5.1	5.1	5.1
国内自動車販売台数	万台	242.3	212.9	291.5	259.0	268.6	290.4	259.3	285.7	322.6	332.2	342.9	327.2
	前年同月比%	▲ 0.6	34.4	8.2	9.8	11.2	13.8	14.7	16.4	14.9	8.8	3.4	▲ 6.2
購買担当者指数(PMI)	製造業	49.1	50.2	50.5	49.0	49.5	49.7	49.3	49.4	49.8	49.0	49.2	50.1
	非製造業	50.2	50.4	50.8	50.4	50.3	50.5	50.1	50.3	50.0	50.1	49.5	50.2

\* : 年初からの累計ベース。

\*\* : 2月は1-2月の累計ベース。独立会計の国有企业と年間販売額2,000万元以上の非国有企业を対象。

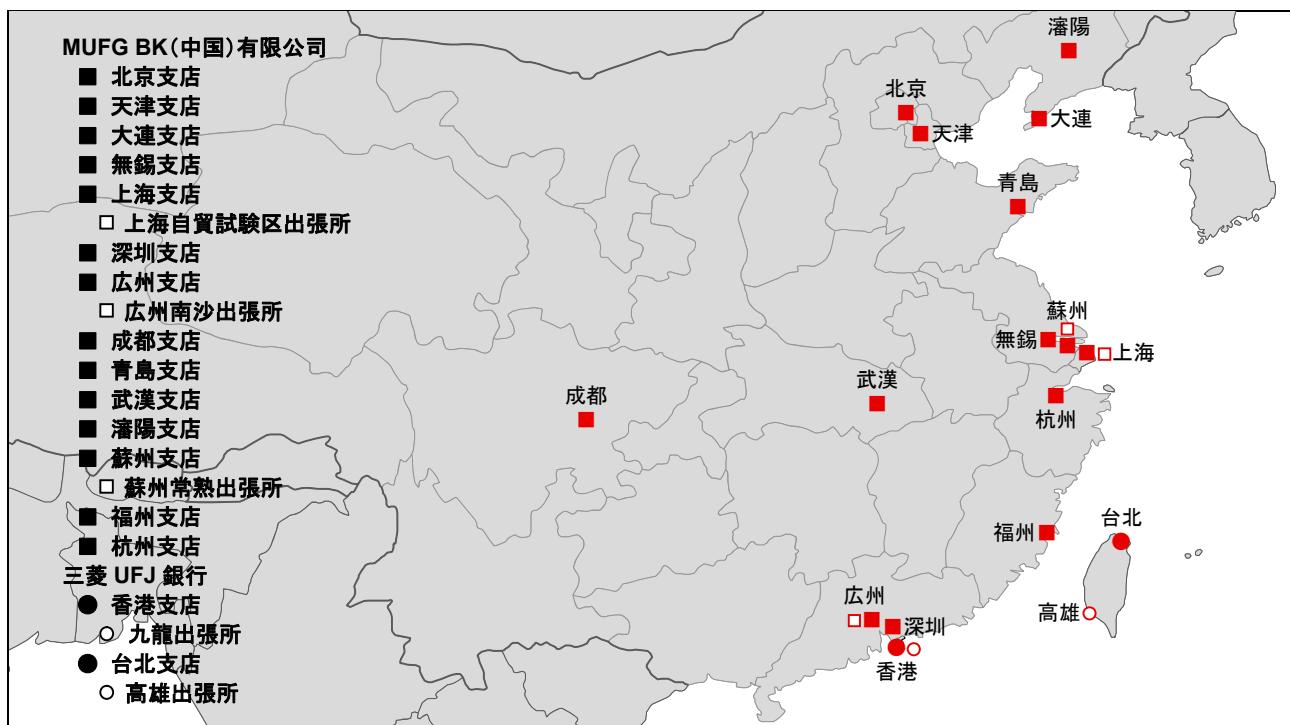
\*\*\* : 2月は1-2月の累計ベース。

(注) 金融業を含む数値となる。

(出所) 国家統計局等の公表データを基に三菱UFJ銀行 トランザクションバンキング部作成。

# MUFG BK 中国月報(2026年2月号)

## MUFG 中国ビジネス・ネットワーク



### MUFG バンク(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北京支店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京發展大廈2階	86-10-6590-8888
天津支店	天津市南京路75号 天津國際大廈21階	86-22-2311-0088
大連支店	大連市西崗区中山路147号 申貿大廈11階	86-411-8360-6000
無錫支店	無錫市梁溪区人民中路139号無錫恒隆廣場オフィス2座33層 3301-3308ユニット	86-510-8521-1818
上海支店 上海自貿試驗区出張所	上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代廣場16階-1601、1602、1604单元 上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代廣場16階-1603单元	86-21-6888-1666 86-21-6888-1666
深圳支店	深圳市前海深港現代サービス業協力区7-01 前海嘉里商務中心T2 18階	86-755-8256-0808
広州支店 広州南沙出張所	広州市珠江新城華夏路8号 合景國際金融広場24階 広州市南沙区港前大道南162号広州南沙香港中華總商会大厦 805、806号	86-20-8550-6688 86-20-3909-9088
成都支店	成都市錦江区東大路577号1棟2单元18階1802-04室	86-28-8671-7666
青島支店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大廈20階	86-532-8092-9888
武漢支店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
潘陽支店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大廈20階2002室	86-24-8398-7888
蘇州支店 蘇州常熟出張所	江蘇省蘇州市蘇州工業園區蘇州大道東289号広融大廈15階 江蘇省常熟市常熟高新技术開発区黃浦江路289号臨湖商業中心項目弁公樓【2902-A】单元	86-512-3333-3030 86-512-5151-3030
福州支店	福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大廈5階01、02、03、10、11、12号	86-591-3810-3777
杭州支店	浙江省杭州市下城区延安路385号杭州嘉里中心2幢10階1002、1003、1004号	86-571-8792-8080

### 三菱UFJ銀行

香港支店 九龍出張所	8F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong 18/F & 19/F, Airside, No.2 Concorde Road, Kai Tak, Kowloon, Hong Kong	852-2823-6666 852-2823-6666
台北支店 高雄出張所	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓8階・9階 台湾高雄市前鎮区成功二路88号4階	886-2-2514-0598 886-7-332-1881

# MUFG BK 中国月報(2026年2月号)

## 【本邦におけるご照会先】

トランザクションバンキング部

東京:050-3612-0891(代表) 大阪:06-6206-8434(代表) 名古屋:052-211-0650(代表)

発行:三菱UFJ銀行 トランザクションバンキング部

編集:三菱UFJリサーチ&コンサルティング 国際情報営業部

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものではありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考え方を表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。